

数研 AGORA

【特集】

▶国際法を学ぶ「面白さ」を生徒にどう伝えるか？
／植木 俊哉……1
▶現代から考える倫理
／池田 径……4

▶ロイロノート活用型授業による「公共」と「倫理」の科目間接続
／加藤 直樹……6

No.85

この用紙は、再生紙を使用しています。

国際法を学ぶ「面白さ」を生徒にどう伝えるか？ 『政治・経済』『公共』がダイナミックで魅力的な科目であることを伝える工夫について

東北大学理事・副学長
植木 俊哉

1. はじめに

高等学校で『政治・経済』や『公共』を学ぶ生徒に対して、これらの科目の「魅力」を伝えることは、ハードルの高い作業かもしれない。多くの高校生にとって、『政治・経済』や『公共』は、必ずしも身近な科目ではなく、抽象的な社会の仕組みや制度を学ぶことに積極的な「意義」を感じない生徒や、そもそもこれらの科目の学習に興味を湧かない生徒がいても不思議ではない。しかし、『数学』や『物理』『化学』といった科目の中で、抽象的な数式や方程式、化学式などに他にはない魅力を感じる生徒が存在する一方で、世の中の仕組みや国際社会のルールや成り立ち、構造といった問題を深く考えることに魅力を感じる生徒がいても、不思議ではない。結局のところ、生徒一人一人にとって本当に興味を湧く事象は、それぞれの個性に応じてさまざま異なるのであり、われわれにとっての課題は、一見したところ抽象的で無味乾燥に思える(かもしれない)『政治・経済』や『公共』といった科目の内容が、実は(『数学』や『物理』『化学』といった科目と比べても?)はるかに「ダイナミック」で「魅力的」であることを、どのように工夫して伝えることができるか、という点にあると思われる。

私自身は、大学で「国際法」という科目の授業を40年ほど担当してきたが、法学部で「国際法」という科目を教える場合にも、これと似た課題があった。「法」について学ぶつもりで法学部に入学してきた大学生たちであっても、(超)大国の指導者は「法」

などは無視して行動しているのではないか、国際社会に本当に「法」が存在するのか、国際社会にルールなどあるはずがない、といった疑問を抱く学生が(少なくとも「国際法」の授業に初めて参加する段階では)多数いたとしてもおかしくはない。これらの学生に対して、「国際法」がいかに「ダイナミック」で「魅力的」な科目であることを印象づけるには、講義の冒頭(第1回目の授業)で学生の関心をどう「かき立てる」か、いわば授業の導入部の「つかみ」の部分が非常に重要である。このことは、高校において『政治・経済』や『公共』といった科目を教える場合も、同様であると思われる。第1回目の授業で「この科目は面白い!」と生徒に感じてもらうための工夫として参考になればと考え、「国際法」の授業の冒頭で触れる3つのエピソードについて以下で紹介することとした。

2. 「三単現(三人称単数現在)」の“s”

現代の国際法においてもっとも重要なルールは何であるか1つ選べ、という問いがあった場合、それは国際連合憲章(以下「国連憲章」)第2条4項が規定する「武力不行使義務」(武力による威嚇又は武力の行使を慎む義務)である、という回答が考えられる。しかし、現実の国際社会では、「武力による威嚇または武力の行使」が行われる場合が多く(かなりの程度?)見られる。このような武力行使を正当化するためには、武力不行使義務の例外に該当することを主張する必要がある。その中で最も重要と

考えられるのが、国連憲章第51条が規定する「自衛」である。国連憲章第51条は、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」(下線筆者)と明記している。国連憲章第51条は、「武力行使」または「武力による威嚇」が「自衛」として国際法上正当化されるための要件として、「武力攻撃の発生」を明記しているのであるが、日本語の条文を見る限り、「武力攻撃が発生した場合」の「発生した」という要件が、「過去形」であるのか「受動態」であるのかが判然としない。たとえば、この「発生した」が「過去形」なのであるとすれば、数日前、数週間前、あるいは(極端な場合には)十数年前に「武力攻撃」を受けた国が、「あの時のお返しだ!」として武力で反撃することも、「自衛」として国際法上正当化される余地が出てくる。しかし、条約の「解釈」は、「正文」とされる言語による解釈が正統的なものとされ、国連憲章第111条は、「この憲章は、中国語、フランス語、ロシア語、英語及びスペイン語の本文をひとしく正文とし、(以下略)」と明記しており、日本語の公定訳はこれら5つの言語と同じ権威をその「解釈」において持たない。国連憲章第51条の英語の「正文」によれば、「武力攻撃が発生した場合」に当たる部分は“if an armed attack occurs”(下線筆者)となっており、いわゆる「三単現(三人称単数現在)」の“s”が動詞 occur に付いているのである。よって、国連憲章第51条の英語正文に従って解釈を行えば、第51条が規定する「武力攻撃の発生」は「現在形」で表現されており、「武力攻撃」が「現在発生していること」が「自衛」の要件として必要である。つまり、例えば十数年前に発生した「武力攻撃」に対する「お返し」としての「事後的自衛」は原則として認められない、という結論が導かれる。このような「武力攻撃」が「現在」発生していること、という「自衛」の要件は、特に最近では(一種の)「先制的自衛」をめぐる議論との関係でも大きな争点とされている。中学校の英語の授業で学ぶ「三単現のs」が、このような国際社会の最先端の法的・政治的議論の中で生きてくることに興味を覚える生徒がいても、不思議ではないであろう。

さらに、この点に関して、英語だけでなく中国語、フランス語、ロシア語、スペイン語でこの第51条が

どのように表現されているのか調べてみたいと考える学生が少数でもいるとすれば、それは教師冥利に尽きることである。

3. 「円の面積」と日本の排他的経済水域・大陸棚

海洋法に関する国際連合条約(以下「国連海洋法条約」)は、第5部で「排他的経済水域(EEZ)」,第6部で「大陸棚」に関する規定を設けており、それぞれ基線から原則200カイリまでを「排他的経済水域」および「大陸棚」として沿岸国がそれぞれ管轄権を行使することを定めている。そして、同条約は、第8部「島の制度」の第121条1項で、「島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。」と「島」の定義を定め、同条3項で「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。」と定めている。

日本の領土の南端は、沖ノ鳥島であり、東端は南鳥島である。このうち、特に沖ノ鳥島は、もちろん埋め立てて造られた人工島ではなく、「自然に形成された陸地」であるが、面積は非常に小さく、波に洗われて水没する恐れがあるためかつて護岸工事が行われた。第121条1項の「島」の定義では、島の面積は言及されておらず、どんなに小さな面積のもので、島であれば第121条2項により基線から200カイリまでの排他的経済水域と大陸棚を有することが認められる。他方で、第121条3項によれば、「岩」の場合には、その周囲海域に200カイリの排他的経済水域と大陸棚は認められない。

ここで、沖ノ鳥島を起点とする半径200カイリの円の面積を生徒に計算させる。円の面積は、小学校の算数で習うように、半径×半径×円周率(3.14)である。1カイリ=1,852mであるので、仮に1.8kmで計算させると、沖ノ鳥島を起点とする半径200カイリの水域の面積は、 $(1.8\text{km} \times 200)^2 \times 3.14$ であり、これを計算すると、約40万 km^2 となる。

これに続けて、「日本の国土の面積は?」という質問をすると、中学校で地理を勉強した学生は、「約37.8万 km^2 」と答える。その結果、日本のすべての国土面積よりも広い面積の海域が、日本の排他的経済水域および大陸棚と認められるか、それともどの国の管轄にも属しない「公海」という海域となるか、それは国連海洋法条約第121条の規定の「解釈」から、沖ノ鳥島が「島」か「岩」のどちらにあたるのかに

よって決まることになる。ここで、「どうです、国際法の『解釈』という行為は、すごいことでしょうか？日本の国土全体よりも広い範囲の海に日本の管轄権が認められるかどうか、それによって決まるのですよ。」と語れば、共感を覚える学生も一定数いるであろう。

4. 『パンドラの箱』は開けない？

「国際法」の初回の授業で学生の「目を覚まさせる」ためのもう1つの方法として、現在の国連憲章第23条1項の条文を読ませる、ということがある。その前に、「これは、国連憲章が起草・採択された1945年時点の条文ではありませんよ。現在、つまり2026年の現時点で、法的に効力をもつ条文ですよ。」と念を押したうえで、条文を読み上げる。国連憲章第23条1項は、次のように規定している。「安全保障理事会は、15の国際連合加盟国で構成する。中華民国、フランス、ソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国は、安全保障理事会の常任理事国となる。(以下略)」現在の大学生や高校生たちにとって、「ソヴィエト社会主義共和国連邦」も「中華民国」も、歴史の授業で聞いたことがある国名であっても、なぜそれが2026年の現在において国連安保理の「常任理事国」であると明記されているのかは、理解しがたく、大いに不思議に思うであろう。

この点を理解するためには、①第2次世界大戦後の国際平和の維持のための国際組織である国連を創設するための国連憲章が採択されたのは、ドイツなどが降伏し日本のみが「連合国」と第2次世界大戦を戦っていた1945年6月であったこと、②このように「戦時中」に採択された国連憲章では、国際の平和および安全の維持に「主要な責任」を負う安保理において、枢軸国との戦争に軍事的に貢献している常任理事国(「五大国」)にいわゆる「拒否権」が認められたこと、③このような常任理事国のみの特権を認める安保理の体制を改革するためには、国連憲章の「改正」を行う必要があること、④国連憲章の改正にも「五大国」の同意が必要であり(国連憲章第108条、第109条参照)、国連憲章の「改正」に関しても「五大国」には事実上の「拒否権」が認められたこと、などを説明する必要がある。

国連が1945年に発足してから半世紀が過ぎた20世紀末以降、さまざまな「国連改革」が議論されるよ

うになった。国連発足時に51か国であった国連加盟国数は現在では193にまで増加し、多種多様な改革案が主張され、激しい議論が行われた。その中で、安保理常任理事国の増員などを含む国連憲章第23条の「改正」は、いわば『パンドラの箱』である。ひとたびこれに手を付ければ、国連加盟国のさまざまな主張が入り乱れて收拾がつかなくなり、場合によっては国連体制そのものの存続が危うくなるという恐れから、「五大国」は第23条の改正という『パンドラの箱』は開けない、という態度を基本的に維持した。1963年の国連憲章の改正(1965年発効)により、国連安保理の非常任理事国の数が当初の6か国から10か国に増員されたが、常任理事国は5か国から変更されなかった。また、1971年に国連での中国代表権が中華民国から中華人民共和国に変更された際にも、1991年にソヴィエト社会主義共和国連邦が解体して15の共和国が独立した際にも、国連憲章第23条の改正は行われず、国連におけるソヴィエト社会主義共和国連邦の地位はロシア連邦が承継することが「合意」されたのみであった。

5. おわりに

現在では、インターネットなどさまざまなツールを活用すれば、いつでも誰でもどこでも、詳細な専門的知識を簡単に入手できる。かつては、高等教育機関やその教員が高度な専門的知識を独占し、「学び」とは学校の教室で教員が教科書を使って生徒に専門的な知識を「伝授する」ことによってのみ成り立ちえた。現代における「学び」は、必ずしもそのような形のものに限定されるわけではない。とりわけ、『政治・経済』や『公共』といった科目に関連する情報は、社会の中にあふれている。その中で、教室での教科書を使った「学び」が真の価値を持つためには、教科書の記述がダイナミックで魅力的なものであること、そして社会で発生するさまざまな「生きた素材」を適時適切に取り入れることにより、教室での学びをよりダイナミックなものにする努力を常に怠らないことが不可欠である。このたび新たに発行する数研出版『改訂版 政治・経済』は、このような観点を強く意識して編集したものであり、同書を活用して『政治・経済』という科目のダイナミックな魅力を高校生に伝えていただければ、著者の一人として大変嬉しく思う次第である。